

協同組合仙台卸商センター
地区計画区域建築ガイドライン細則

(目的)

第1条 この細則は協同組合仙台卸商センター地区計画区域建築ガイドライン（以下「建築ガイドライン」という。）に基づき、建築計画の協議手続き及び建築ルールの細部基準を定める。

(建築計画の協議手続き)

第2条 計画者は、建築計画の内容について建築ガイドライン運営委員会と協議を行おうとするときは、所定の建築計画協議申請書に、建物の建築予定期日、用途、規模、配置図、各階平面図、立面図、断面図等、建築ガイドラインの各項目について確認することのできる説明資料及び図面等の資料を添付して、建築基準法に基づく建築確認申請を行う 45 日以上前に、正本 1 部、副本 1 部を事務局に提出するものとする。提出資料は返却しないものとする。

2 第2条1の協議を求めるときに提出を要する資料のほかにも、運営委員会は、必要な資料の追加提出を求めることができる。

(ガイドライン内容の細部基準)

第3条 ガイドライン内容の細部基準は次の通りとする。

1 「卸町大通り・東の杜大通り地区」地区計画区域内での建築に際し、計画者は次の事項に特に留意するものとする。

(1) 商業施設（店舗等の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの）について

特に形態・意匠等については、沿道に歩行者の賑わいを創出するために、けやき並木に面する1階部分には、主たるエントランスを設け、また店内の様子が歩道から見て取れるよう開口部等を設置すること。

(2) 駐車場について

駐車場の出入口については、原則としてけやき並木側では、入り口専用として一ヶ所に限定して設けることとし、出口又は出入口は、組合共用通路側に設けるよう配慮すること。また、駐車場の出入口には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な装置の設置などに配慮すること。

(3) けやき並木に面する共同住宅の住戸配置について

けやき並木に面する住戸および事務所等には、けやき並木に向かった主たる開口部を設置すること。

(4) 壁面後退用地の利用について

歩行者の通行や活動を阻害するものを固定して設置しないこと。

附 則

この細則は、平成 20 年 5 月 29 日から施行する。